

平成 30 年 3 月 1 日

健康診断実施事業主 各位

公益社団法人宮城労働基準協会 古川支部
支部長 吉田 幹雄
(公印省略)

平成 30 年度からの健康診断項目の取扱いについて

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省労働基準局長から「労働安全衛生法に基づく健康診断の適正な実施について」通達が発出され、「健康診断項目の省略は、医師が必要でないと認める場合のみできる。」ことの徹底が求められました（年齢による検査項目の一律省略はできなくなります。）。

つきましては、今後の定期健康診断は全項目検査（従来の A 健診）が基本となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。ただし、個々の労働者ごとに医師が省略可能であると認める場合には省略できる検査項目があります。

なお、局長通達は事業者の皆様へ委託先の健診機関が精度管理を含め健康診断を適切に実施しているか確認するよう求めています。委託先の内閣総理大臣認可団体である一般財団法人杜の都産業保健会は内部精度管理、外部精度管理を適切に実施している健診機関であることを申し添えます。

■平成 30 年度からの健康診断項目の取扱いの概要は次のとおりです。

- ・ 定期健康診断は全項目検査（従来の A 健診）が基本となります。
- ・ 実施時期は、平成 30 年 4 月 1 日以降の健康診断からとなります。
- ・ 労働者毎に医師が必要でないと認める場合にのみ「腹囲測定」、「血液検査」及び「心電図検査」の各項目を省略することができます。その場合、健康診断の申込み前に医師の判断（省略可能理由書等）が必要となります。
- ・ 定期健康診断の料金は、税抜で会員 7,400 円・非会員 7,600 円（従来の A 健診の料金額）です。
- ・ 特定業務従事者（夜勤者等）の年 2 回目健診も同様となります。ただし、胸部 X 線検査は 1 年以内ごとに 1 回行えば足りるとされていますので省略し、料金は税抜で会員 7,000 円・非会員 7,200 円となります。

■問合せ先

〒989-6161

大崎市古川駅南二丁目 9-48

公益社団法人 宮城労働基準協会 古川支部 健診係

電話：0229-23-2257 FAX：0229-23-2259

Mail:ken@rouki.or.jp

健康診断の適正な実施について Q&A

Q)法律が変わったのですか？

A)法律は変わっていません。運用の適正化を周知されました

Q)通達を守らない場合は、罰則があるのですか？

A)定期健康診断に定められた全項目を受診したことにならないため、罰則が適用される可能性があります。

宮城労働局や各労働基準監督署は通達を基に行政指導を行います。

Q)今までと何が違うのですか？

A)従来 of B定健が原則無くなります。

年齢にかかわらず定期健康診断の全項目「従来 of A定健」を受診していただくことになります。

Q)医師の問診を先にして、健康診断当日に検査項目省略の判断ができませんか？

A)健康診断当日の検査項目省略の判断はできません。

省略の判断は事前に個々の労働者ごとに医師が健診履歴、職務の内容、就労実態、既往歴、自覚症状等の情報等を基に行うものであり当日には対応できません。

Q)健康診断の料金はどう変わりますか？

A)「従来 of B健診・会員2,400円・非会員2,600円(税抜)」が、定期健康診断「従来 of A健診・会員7,400円・非会員7,600円(税抜)」の料金になります。

特定業務従事者(夜勤者等)の年 2 回目健診は、X線のみ省略で料金は会員7,000円・非会員7,200円(税抜)となります。(胸部X線検査は 1 年以内ごとに 1 回行えば足りるものとされています。)

(35歳以上の協会けんぽ加入者で、生活習慣病予防健診を受診される方の料金は変わりません。)